

堺市公報 第32号	平成30年8月10日発行
堺市公報	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	12
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	14
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	15
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	16
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	17
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	17
<監査委員公表>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	18
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	23
○監査結果に基づく措置通知書の公表	

【監査委員事務局監査課】 32

告 示

堺市告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
みきたクリニック	堺市南区美木多上55	平成30年7月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
ココカラファイン薬局泉ヶ丘駅店	堺市南区竹城台1-1-1 泉ヶ丘駅2階	平成30年7月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションアイリス	堺市東区菩提町3-9-1	平成30年7月1日



堺市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
中村整形外科クリニック	堺市堺区三国ヶ丘御幸通8三国丘ビル	平成29年3月31日
松本ファミリークリニック	堺市中区福田541-5	平成28年4月11日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
里井歯科医院	堺市南区鴨谷台3-6-3	平成28年1月6日
鶴谷歯科医院	堺市美原区北余部452-4北余部ふれあい会館3F	平成30年6月30日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
アップ薬局深井店	堺市中区深井清水町3531サニメゾン二反田1F	平成27年7月31日



堺市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	休止年月日
谷医院	堺市北区東浅香山町3-21-38	平成30年6月16日

堺市告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
どんぐり薬局	どんぐり薬局なかもず店	堺市北区中百舌鳥町2-8	平成30年7月9日

堺市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	ロータス薬局	堺市美原区北余部 25-11	平成30年6月1日
介護予防居宅療養管理指導	いずみ薬局	堺市南区茶山台1- 2-4 パンジョ西館 2階	平成30年3月8日
居宅療養管理指導	いずみ薬局	堺市南区茶山台1- 2-4 パンジョ西館 2階	平成30年3月8日

堺市告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
訪問リハビリテーション	中村整形外科クリニック	堺市堺区三国ヶ丘御幸通8	平成29年3月31日
訪問看護	中村整形外科クリニック	堺市堺区三国ヶ丘御幸通8	平成29年3月31日
居宅療養管理指導	中村整形外科クリニック	堺市堺区三国ヶ丘御幸通8	平成29年3月31日
居宅療養管理指導	吉田診療所	堺市西区浜寺諏訪森町西2-106	平成30年4月27日
訪問リハビリテーション	吉田診療所	堺市西区浜寺諏訪森町西2-106	平成30年4月27日
訪問看護	吉田診療所	堺市西区浜寺諏訪森町西2-106	平成30年4月27日
居宅療養管理指導	里井歯科医院	堺市南区鴨谷台3-6-3	平成28年1月6日
居宅療養管理指導	鶴谷歯科医院	堺市美原区北余部452-4 北余部ふれあい会館3F	平成30年6月30日
通所介護	一休デイサービスセンター	堺市西区鳳南町5-710-1	平成30年5月31日
居宅介護支援	FCプランセンター南大阪	堺市東区日置荘西町3-19-5 リバティ初芝103号	平成30年4月30日
特定介護予防福祉用具販売	株式会社ダイフク	堺市中区東山43-1	平成29年8月31日
介護予防福祉用具貸与	株式会社ダイフク	堺市中区東山43-1	平成29年8月31日
特定福祉用具販売	株式会社ダイフク	堺市中区東山43-1	平成29年8月31日
福祉用具貸与	株式会社ダイフク	堺市中区東山43-1	平成29年8月31日
居宅介護支援	ケアプランセンターシンシア・ハーツ	堺市中区毛穴町92-1 ベニヤビル2F	平成30年4月17日

居宅介護支援	ライフケアプラ ンセンター	堺市北区長曾根町2213- 1 街路ビル	平成30年5月31日
--------	------------------	-------------------------	------------

堺市告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
介護予防訪問看護	たなごころ訪問 看護ステーション	堺市中区深井清水町3832 3F	平成30年4月30日
訪問看護	たなごころ訪問 看護ステーション	堺市中区深井清水町3832 3F	平成30年4月30日

堺市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
居宅療養管理指導	どんぐり薬局	どんぐり薬局なかもず店	堺市北区中百舌鳥町2-8	平成30年7月9日
特定介護予防福祉用具販売	愛のケア工房はるか	ケアセンターはるか	堺市南区槇塚台3-1-23	平成29年10月1日
特定福祉用具販売	愛のケア工房はるか	ケアセンターはるか	堺市南区槇塚台3-1-23	平成29年10月1日
介護予防福祉用具貸与	愛のケア工房はるか	ケアセンターはるか	堺市南区槇塚台3-1-23	平成29年10月1日
福祉用具貸与	愛のケア工房はるか	ケアセンターはるか	堺市南区槇塚台3-1-23	平成29年10月1日
介護予防訪問サービス	愛のケア工房はるか	ケアセンターはるか	堺市南区槇塚台3-1-23	平成29年10月1日
訪問介護	愛のケア工房はるか	ケアセンターはるか	堺市南区槇塚台3-1-23	平成29年10月1日

堺市告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
-------	----	---------	---------	-------

居宅療養管理指導	どんぐり薬局	堺市中百舌鳥町2-162-102	堺市中百舌鳥町2-8	平成16年1月1日
居宅介護支援	ケアプランセンターほのぼの旭ヶ丘	堺市堺区旭ヶ丘南町1-3-23	堺市堺区旭ヶ丘中町2-4-13	平成30年5月10日
介護予防訪問サービス	介護ステーション中もず	堺市北区中百舌鳥町6-998-3 204号	堺市北区中百舌鳥町6-998-3 105号	平成30年5月1日
訪問介護	介護ステーション中もず	堺市北区中百舌鳥町6-998-3 204号	堺市北区中百舌鳥町6-998-3 105号	平成30年5月1日
介護予防訪問サービス	ライフフォーエス南花田	堺市北区南花田町233-16南花田コーポ301号	堺市北区南花田町88-1 新緑南花田1F	平成30年5月1日
訪問介護	ライフフォーエス南花田	堺市北区南花田町233-16南花田コーポ301号	堺市北区南花田町88-1 新緑南花田1F	平成30年5月1日
居宅介護支援	ケアプランセンター絆	堺市中区新家町499-1	堺市美原区菩提30-5	平成30年6月1日

堺市告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
宮島 智史	さわやかけんこう Do鍼灸治療院	堺市北区北花田町4-120	平成30年7月9日

辻 庄一	さわやかけんこう Do鍼灸治療院	堺市北区北花田町4-120	平成30年7月1日
------	---------------------	---------------	-----------

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
宮島 智史	さわやかけんこう Do鍼灸治療院	堺市北区北花田町4-120	平成30年7月9日
辻 庄一	さわやかけんこう Do鍼灸治療院	堺市北区北花田町4-120	平成30年7月1日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
南 公人	ひびき整骨院	堺市堺区西湊町6-2-7	平成30年6月1日

堺市告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
辻 庄一	辻鍼灸院	堺市堺区向陵中町6-3-3-105	平成30年6月30日

櫻井 春雄	エコ鍼灸マッサージ院	堺市東区日置荘西町1-12-12	平成30年4月30日
川瀬 央	ダイフク鍼灸マッサージ治療院	堺市中区深井清水町3832 3F	平成30年6月30日
竹崎 智子	ダイフク鍼灸マッサージ治療院	堺市中区深井清水町3832 3F	平成30年6月30日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
辻 庄一	辻鍼灸院	堺市堺区向陵中町6-3-3-105	平成30年6月30日
梶本 章治	ライク鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	平成30年7月1日
小坂 桃子	ライク鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	平成30年7月1日
櫻井 春雄	エコ鍼灸マッサージ院	堺市東区日置荘西町1-12-12	平成30年4月30日
竹崎 智子	ダイフク鍼灸マッサージ治療院	堺市中区深井清水町3832 3F	平成30年6月30日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
長谷川 大	はせがわ整骨院	堺市北区奥本町1-9	平成30年6月19日

堺市告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 ライフ	居宅介護	ライフケア	大阪府堺市西区鳳中町二丁 48番地1 ライオンズマン ション鳳式番館405号	平成30年8 月1日
一般社団法人 ライフ	重度訪問介護	ライフケア	大阪府堺市西区鳳中町二丁 48番地1 ライオンズマン ション鳳式番館405号	平成30年8 月1日
一般社団法人 未来の扉	就労継続支援 (A型)	未来予想図	大阪府堺市堺区宿院町東三 丁1番3号-201号	平成30年8 月1日
株式会社 F AMILY	居宅介護	アイ・アール	大阪府堺市北区北花田町二 丁232番地4	平成30年8 月1日
株式会社 F AMILY	重度訪問介護	アイ・アール	大阪府堺市北区北花田町二 丁232番地4	平成30年8 月1日
株式会社 T- Wing	共同生活援助	ういんぐ	大阪府堺市堺区南清水町一 丁3-5	平成30年8 月1日
株式会社 な なつ星	居宅介護	ななつ星介護サ ービス	大阪府堺市北区中長尾町二 丁3番22号	平成30年8 月1日
株式会社 な なつ星	重度訪問介護	ななつ星介護サ ービス	大阪府堺市北区中長尾町二 丁3番22号	平成30年8 月1日
株式会社 な なつ星	同行援護	ななつ星介護サ ービス	大阪府堺市北区中長尾町二 丁3番22号	平成30年8 月1日
特定非営利活 動法人 AS Uの会	就労移行支援 (一般型)	まちかどステー ション八百萬屋	大阪府堺市南区槇塚台三丁 1番7号	平成30年8 月1日
特定非営利活 動法人 AS Uの会	就労継続支援 (B型)	まちかどステー ション八百萬屋	大阪府堺市南区槇塚台三丁 1番7号	平成30年8 月1日
合同会社 ウ ォームハート 美原	共同生活援助	ハーモニーみは ら	大阪府堺市美原区丹上25番 11号	平成30年8 月1日

公 告

堺市公告第512号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月10日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
消防ポンプ自動車（CD-I型） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本機械工業株式会社 大阪営業所
所長 小椋 敏行
大阪府大阪市中央区北久宝寺町2丁目2番13号
- 5 落札金額
¥53,071,200-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年5月30日

堺市公告第513号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

近商ストア 東湊店
堺市堺区春日通1丁5番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ホリーホック
代表取締役 高木 朋子
堺市堺区西湊町6丁7番12号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社近商ストア 代表取締役 大塚 治雄 松原市上田3丁目8番28号	株式会社近商ストア 代表取締役 粕本 源秀 松原市上田3丁目8番28号

4 変更年月日

平成30年6月20日

5 届出年月日
平成30年7月25日

堺市公告第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

近商ストア 槇塚台店
堺市南区晴美台3丁目13番地の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社近商ストア
代表取締役 粕本 源秀
松原市上田3丁目8番28号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社近商ストア 代表取締役 中井 潔 松原市上田3丁目8番28号	株式会社近商ストア 代表取締役 粕本 源秀 松原市上田3丁目8番28号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社近商ストア 代表取締役 中井 潔 松原市上田3丁目8番28号	株式会社近商ストア 代表取締役 粕本 源秀 松原市上田3丁目8番28号

4 変更年月日

平成30年 6月20日

5 届出年月日

平成30年 7月25日

堺市公告第515号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月10日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

美原区平尾340番1、344番、346番の一部、347番、348番1及び332番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号

株式会社ワキタ

代表取締役 脇田 貞二

堺市公告第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月10日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 開発区域
堺市中区福田629番1及び629番11から629番19まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区中百舌鳥町二丁85番地
光産株式会社
代表取締役 米 聖伸

監査委員公表

堺市監査委員公表第24号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月10日

堺市監査委員	裏 山 正 利
同	吉 川 守
同	藤 坂 正 則
同	小 杉 茂 雄

行 管 第 452 号

平成 30 年 7 月 23 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 竹 山 修 身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成 29 年 12 月 21 日 付け 監査 委員 報告 第 20 号	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター
平成 30 年 1 月 25 日 付け 外部 監査 人 報告 第 1 号	平成 29 年度 包括 外部 監査
平成 30 年 3 月 26 日 付け 監査 委員 報告 第 29 号	公益財団法人堺市産業振興センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (公益財団法人堺市産業振興センター)	
監査実施期間	平成29年11月1日 ～ 平成30年3月26日	
措置を講じた部局等	産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課 公益財団法人堺市産業振興センター	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
2 経理について (1) 経理規程では、会計責任者(事務局長)は月次で預貯金の残高を証明できる通帳等の書類により、預貯金の残高を帳簿残高と照合することとされているが、照合していない口座(平成22年3月19日以降、残高0円)があった。	今回の御指摘を受け、平成30年2月1日、長期間使用していなかった口座を解約(金融機関でも登録廃止)いたしました。今後は、有償での残高証明でのみ月次の照合が行える口座については、必要性の見直しを都度行いながら月次の照合または口座の解約を行います。	公益財団法人堺市産業振興センター
(2) 委託していた堺伝統産業会館ホームページ・サイトリニューアル業務(契約金額144万1,800円)については、契約締結に関する決裁を受けているにもかかわらず、契約書が作成されていなかった。	今回の御指摘を受け、平成30年2月8日より、財団印の使用の際は、決裁書類に公印使用済印を押印することで、決裁書類上で契約書を作成したかの確認ができるよう改めました。 また、2月支払分より、契約代金の支払時には経理担当者が契約書の原本を確認するよう、財団内の事務処理のルールを改めました。	公益財団法人堺市産業振興センター
(3) 切手受払簿を確認したところ、以下のようなものがあった。 ア 切手の種類ごとに切手受払簿を記載すべきところ、50円切手	今回の御指摘を受け、平成29年11月30日に切手受払簿	公益財団法人堺市産業振興セン

<p>(6枚)と30円切手(6枚)を合算し、80円切手(6枚)として記載しているものがあつた。</p>	<p>に切手の種類ごとに記載しました。 また、平成29年12月25日に作成した切手等の受払マニュアルに従い、切手の種類ごとに受入れ・払出し枚数及び残枚数を記載しております。</p>	<p>ター</p>
<p>イ 実地調査を行った平成29年11月29日時点において、保有していた82円切手の枚数が、切手受払簿に記載されている残枚数より38枚少なかった。</p>	<p>平成29年11月30日に38枚を利用した記載が漏れていたため、切手受払簿へ追記しました。 また、平成29年12月25日に作成した切手等の受払マニュアルに従い、物品取扱者は受入れ・払出しの都度、切手の種類ごとの受入れ・払出し枚数、残枚数などを確認しております。</p>	<p>公益財団法人堺市産業振興センター</p>
<p>ウ センターでは、切手受払簿は切手の受払があつた際に物品取扱者の欄に押印し、月末に残枚数を確認した際に管理責任者の欄に押印することとしているが、これらの欄に押印されていないものがあつた。</p>	<p>今回の御指摘を受け、平成29年12月25日に作成した切手等の受払マニュアルに従い、物品取扱者は切手の受払の都度押印し、管理責任者は月末に残枚数を確認の上押印するよう、財団内で指導しました。</p>	<p>公益財団法人堺市産業振興センター</p>
<p>[切手の保有枚数について(意見)] 切手の保有状況を確認したところ、過去に購入した90円切手、100円切手及び500円切手がほとんど使用されず、平成29年11月29日時点でそれらの合計残額は29万8,680円となつていた。また、他の金額の切手についても使用実</p>	<p>今回の御意見を受け、別納郵便の活用等により有効利用を図っており、90円切手、100円切手及び500円切手の平成30年3月末時点でそれらの合計残額は24万5,080円となっております。</p>	<p>公益財団法人堺市産業振興センター</p>

<p>績が少ないものがあった。</p> <p>その結果、切手の保有枚数が使用実績からすると過多と思われる状況(月平均払出額の23か月分以上)となっていた。</p> <p>切手は現金と同様の金券であるため、事故防止及び予算の適正執行の観点から合理的な保有枚数を検討されたい。</p> <p>[駐車券の保有枚数について(意見)]</p> <p>堺伝統産業会館では、来館者のために、材木町西にある契約駐車場の駐車券(1枚100円)を保有している。</p> <p>駐車券の保有状況を確認したところ、平成29年6月末時点で693枚(月平均払出枚数の19か月分以上)の残枚数があったにもかかわらず、同年7月に300枚を追加購入し、実地調査を行った同年11月29日時点では、761枚(21か月分以上)の駐車券を保有していた。</p> <p>前回の監査で、駐車券を多量に購入したことについて、指摘しているにもかかわらず、使用実績や残枚数を考慮しない購入が現在まで続いていた。</p> <p>過去の指摘等を踏まえて、合理的な駐車券の保有枚数を検討されたい。</p>	<p>現在の活用方法を継続して使用実績が少ない切手の保有枚数を減少させていき、全体としては、当該年度内における6か月分以内の所要枚数を限度として保有することとしてまいります。</p> <p>前回の監査でも御指摘を受けたことを踏まえ、趣旨を十分認識し、当該年度内における6か月分以内の所要枚数を限度として保有するよう改めました。なお、平成30年3月末現在で674枚(約19か月分)を保有していることから、追加購入は控えております。</p>	<p>公益財団法人堺市産業振興センター</p>
---	--	-------------------------

堺市監査委員公表第25号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第1
2項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月10日

堺市監査委員	裏山正利
同	吉川守
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行 管 第 4 5 2 号

平成 30 年 7 月 23 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 竹 山 修 身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成 29 年 12 月 21 日付け監査委員報告第 20 号	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター
平成 30 年 1 月 25 日付け外部監査人報告第 1 号	平成 29 年度包括外部監査
平成 30 年 3 月 26 日付け監査委員報告第 29 号	公益財団法人堺市産業振興センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター)	
監査実施期間	平成29年8月1日～平成29年12月21日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：ジェイズパークグループ	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 指定管理者が基本協定書に基づいて作成した事業報告書に、以下のようなものがあった。</p> <p>ア 法令等による施設・設備の定期点検に係る業務の実施日及び実施回数を誤って記載しているものがあった。</p> <p>イ 施設の利用状況において、「利用人数」及び「観客人数・その他の人数」の内訳を合計した数値と合計欄の数値が一致していなかった。</p> <p>ウ 自主事業の収支状況において、収支額を誤って記載しているものがあった。</p> <p>エ 第三者委託の実施状況において、水質調査業務の実施日及び実施回数を誤って記載していた。</p>	<p>御指摘を受け、ア～エの指摘事項について、平成30年3月28日付けで事業報告書を作成の上、市に報告いたしました。</p> <p>今後は、事業報告書の作成担当者が作成した後、他のスタッフにより再度のチェックを行い、誤りのないよう確認してまいります。</p> <p>ア 施設・設備の点検に係る業務の実施状況を事業報告書に記載する際に、誤って業務の実施計画書を資料として用いたため、記載を誤りました。今後は、設備部門の担当である構成団体が事業報告書に記載し、代表団体が記載内容の確認を行うようにいたします。</p> <p>イ 御指摘を受け確認したところ、多目的室の「利用人数」及び「観客人数・その他の人数」の記載が誤っておりました。</p> <p>事業報告書において、「利用人数」及び「観客人数・</p>	指定管理者

	<p>その他の人数」につきまして修正いたしました。</p> <p>ウ 自主事業の収支を管理している帳簿から事業報告書に転記する際に誤りがありました。御指摘を受け、自主事業の収支状況における収支額につきまして修正いたしました。</p> <p>エ 委託先を年度途中に変更したにもかかわらず事業報告書に反映しておりませんでした。御指摘を受け、水質調査業務の実施日及び実施回数を修正いたしました。</p>	
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 堺市会計規則では、備品票を備品に貼り付けなければならないとされているが、ロッカーに備品票を貼り付けていなかった。</p> <p>また、ラグビーゴール（1対）とラグビーゴール抜き治具（1個）との間で、それぞれの備品票を取っ違えて貼り付けていた。</p>	<p>御指摘を受け、新しい備品票を発行し、平成29年8月25日に貼付及び貼り直しをしました。</p> <p>今後は年に一度、指定管理者が備品確認を行った際のチェックリストの提出を求めます。</p> <p>今後は備品票の剥がれについては速やかに市に報告し、適正な管理を行います。</p>	<p>スポーツ施設課</p> <p>指定管理者</p>
<p>(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、第三者に委託した業務も含め、法令等で指定管理業務に必要なとされる資格を証する書面の写しを市に提出しなければならないが、該当する書面の写しを全く提出していなかった。</p>	<p>御指摘を受け、法令等で指定管理業務に必要なとされる資格を証する書面の写しを平成30年1月10日付けで市へ提出しました。</p> <p>指定管理者へ提出を指示</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>

<p>また、市は、当該写しの提出を求めているなかった。</p>	<p>し、平成 30 年 1 月 10 日付けで受理しました。</p>	
<p>(3) 指定管理者は、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ市の承認を得なければならないが、承認を得ていないものがあった。</p>	<p>御指摘を受け、平成 30 年 1 月 10 日に一部業務委託の承認申請書を提出しましたが、市から不備を指摘されたため、修正作業を行い、平成 30 年 5 月 25 日付けで改めて一部委託業務の承認申請書を提出し、同日付けで市から承認を得ました。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>(4) 指定管理者は、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例等に規定されておらず、また、自主事業として申請及び承認がされていないにもかかわらず、施設の利用者がコピー機を使用した時はコピー代として 1 枚 10 円、ファックスを使用した時は 1 回の通信につき 50 円、指定管理者が施設の利用者のごみを処分した時は 1 袋につき 200 円を徴収し、指定管理業務の収入として計上していた。</p>	<p>コピー機・ファックスの設置に係る経費及びごみ袋代の徴収については、利用者の利便性を図るために必要な業務であることから、実費相当分を徴収し、指定管理業務の収入として計上するよう市と協議し、平成 30 年 4 月 1 日付、変更協定を締結しました。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>(5) 市は、指定管理者から提出を受けた基本事業計画書及び年度事業計画書の承認を局長が行うべきところ、部長の決裁でとどまり、局長は行っていないかった。</p>	<p>御指摘を受け、平成 29 年 11 月 27 日、局長までの追認の決裁を受けました。今後は事務決裁規則及び指定管理者制度実務マニュアル等を都度確認し、適切な決裁事務を行います。</p>	<p>スポーツ施設課</p>
<p>(6) 指定管理者は、仕様書に基づき、広告の募集及び選定は、実施前に市と協議を行わなければならないが、</p>	<p>御指摘を受け、平成 29 年 11 月 8 日付けで市へ協議の申入れを行い、同日付けで承認</p>	<p>指定管理者</p>

<p>広告掲載内容及び広告掲載料の設定は、あらかじめ市と協議を行い、承認を得なければならないが、これらの必要な手続を行っていないかった。</p> <p>また、市は、これらの必要な手続を行うよう指導していなかった。</p>	<p>を受けました。</p> <p>指定管理者へ協議の申出を行うよう指示し、平成 29 年 11 月 8 日付けで協議の申入れを受け、同日付けで承認しました。</p>	<p>スポーツ施設課</p>
<p>5 利用料金について [利用料金の後納に係る取扱いについて（意見）]</p> <p>堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例では、センターを利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならないとし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りではないとされている。</p> <p>条例に基づき、利用料金の支払が担保されるとセンター長が判断し、利用料金の後納を認めているものの中で、納付期日を過ぎて納付されているものがあり、納付期日後、最長で 5 か月後の納付となっていた。また、センターでは、その間も使用を許可し、後納を認めていた。</p> <p>後納を認めた者が納付期日を過ぎても納付を行わない場合は、利用料金の支払が担保されているとは言えない。後納を認めることは、他の利用者とは比べ特別な取扱いであり、他の利用者との公平・公正の観点から、施設の利用制限や後納に係る承認の取消しを行うことを検討されたい。</p>	<p>納付期日内に納付がなかった相手に対し、納付期日後、毎月末に請求を行うなど継続して督促の対応を取っていましたが、納付がない状態が続いていました。しかしながら滞納団体とは連絡が繋がり、支払う意思も確認できており、また、後納を認めた団体が滞納した場合の在り方を決めていなかったため、その後も利用を許可しておりました。</p> <p>御意見を受け、平成 30 年 7 月 1 日より、後納対象団体が支払期日から原則 2 か月を経過しても入金しなかった場合は、後納対象から除外するよう基準を定めました。</p>	<p>指定管理者</p>

<p>6 経理について</p> <p>(1) 実地調査を実施した平成29年8月25日時点において、現金出納簿は同月18日までの記帳にとどまっております。その後の現金出納簿の記帳が行われていなかった。指定管理者は、現金在高と現金出納簿残高の照合を行っていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、平成29年8月25日に現金出納簿の記帳を行いました。また、現金出納があった際は、随時、現金出納簿への記帳及び会計システムへの入力を行い、現金有高と現金出納簿残高の照合を当日中に完了させるよう、平成29年11月14日の会議で、業務責任者から担当スタッフへ指導しました。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>7 その他</p> <p>(1) 今回、スポーツ施設課が所管する他の公の施設の指定管理者監査において、事実と異なる日付で決裁文書等が作成されるという事態が発生した。これを受けて、センターの決裁文書等についても改めて確認したところ、市は、監査の実施期間である平成29年8月1日以降に作成しているにもかかわらず、平成27年度又は平成28年度の日付を記載し遡って供覧又は決裁を行っているものが137件あり、最長で日付を2年4か月以上遡っていた。さらに、このうちの決裁3件は、遡った日付を記載して公印（市長印）を押印した書類を作成し、指定管理者に通知していた。</p> <p>これらの決裁文書等は、平成29年8月以降に作成しているにもかかわらず、作成時にはスポーツ部に在籍していない職員（平成29年4月に他部局へ異動した職員等）</p>	<p>書類の提出漏れや供覧漏れが判明した際、受理・供覧すべきであった日に遡って文書作成を行っておりました。御指摘を受け、再び不適切な事務処理を行わないよう、提出を受けた書類はその時点での日付で処理するとともに、提出漏れがないよう基本協定書等の確認を当課及び指定管理者双方で実施することを、平成29年11月15日、課内会議にて、課長が所属職員全員に対し指導しました。</p>	<p>スポーツ施設課</p>

<p>が供覧又は決裁を行っていた。</p> <p>また、市は、これらの決裁文書等を今回の監査の対象文書として、監査委員事務局に提出していた。</p> <p>(2) 市から、基本協定書に基づく平成 27 年度分及び平成 28 年度分の市と指定管理者間の通知等に係る決裁文書等の提出を受けた。しかし、決裁文書等の一部について、監査の実施期間である平成 29 年 8 月 1 日以降に作成していることが後日判明した。このため、適切に通知等が行われているか確認できないものとして、以下のようなものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同企業体を構成している団体間での責任分担を定めた協定を締結し、指定管理者が市に提出しなければならない当該協定の写しの供覧（1 件） ・ 従業員の研修を実施したときに、指定管理者が市に報告しなければならない従業員研修報告書の供覧（13 件） ・ 事故の対応及び処置を行ったときに、指定管理者が市に報告しなければならない事故報告書の供覧（81 件） ・ 利用者等からの要望及び苦情への対応を行ったときに、指定管理者が市に報告しなければならない要望（苦情）報告書の供覧（17 件） ・ 施設賠償責任保険に加入したときに、指定管理者が市に提出する賠償責任保険証券の 	<p>書類の提出漏れや供覧漏れが判明した際、受理・供覧すべきであった日に遡って文書作成を行っておりました。御指摘を受け、再び不適切な事務処理を行わないよう、提出を受けた書類はその時点での日付で処理するとともに、提出漏れないよう基本協定書等の確認を当課及び指定管理者双方で実施することを、平成 29 年 11 月 15 日、課内会議にて、課長が所属職員全員に対し指導しました。</p>	<p>スポーツ施設課</p>
---	---	----------------

<p>写しの供覧（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レストランにて提供するメニュー、料金を定めたときに、指定管理者が市に報告しなければならない書面の供覧（1件）、承認の決裁（1件） ・ 売店にて販売する物品、価格を定めたときに、指定管理者が市に報告しなければならない書面の供覧（1件）、承認の決裁（1件） ・ 1件 30万円を超え 250万円以下の修繕を行う場合に、指定管理者が市に提出しなければならない書面の供覧（2件）、協議の決裁（2件） ・ 1件 30万円以下の修繕を行う場合に、指定管理者が市に報告しなければならない書面の供覧（14件） ・ 指定管理者が市に提出しなければならない広告設置場所・台数等の一覧等に係る申請書の供覧（1件）、承認の決裁（1件） 		
--	--	--

堺市監査委員公表第26号

包括外部監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第25条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月10日

堺市監査委員	裏山正利
同	吉川守
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行 管 第 4 5 2 号

平成 30 年 7 月 23 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 竹 山 修 身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成 29 年 12 月 21 日付け監査委員報告第 20 号	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター
平成 30 年 1 月 25 日付け外部監査人報告第 1 号	平成 29 年度包括外部監査
平成 30 年 3 月 26 日付け監査委員報告第 29 号	公益財団法人堺市産業振興センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	包括外部監査	
監査実施期間	平成29年4月1日 ～ 平成30年1月25日	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>第5 監査の実施結果</p> <p>1 全般的事項</p> <p>(2) 庁舎管理について（堺区除く）（本庁と区役所の業務の役割分担の検討を含む）</p> <p>ア 庁舎の改修・修繕に関する中長期計画の策定について</p> <p>(イ) 庁舎の改修・修繕に関する中長期計画の策定についての意見</p> <p>庁舎管理について、「予防保全」の考え方を取り入れた中長期的な改修・修繕計画の策定を進めることが望まれる（意見1）。（76ページ）</p> <p>イ 庁舎管理における各種業務委託について</p> <p>(イ) 庁舎管理業務における複数区又は本庁一括発注についての意見</p> <p>庁舎管理業務の委託について、複数区又は本庁一括での発注の可能性を探り、発注方法の見直しについて検討することが望まれる（意見2）。（78ページ）</p>	<p>堺市公共施設等総合管理計画に基づき、関係部署と連携し、引き続き、予防保全の考え方を取り入れた中長期の改修・修繕計画の策定に取り組んでまいります。</p> <p>庁舎管理業務の委託契約について、効率性・経済性のほか、堺市調達方針に掲げられているとおり、地元事業者を優先することによる地域の持続的発展も視野に入れることが求められています。また、庁舎毎に</p>	<p>中区役所 企画総務課</p> <p>東区役所 企画総務課</p> <p>西区役所 企画総務課</p> <p>南区役所 企画総務課</p> <p>北区役所 企画総務課</p> <p>美原区役所 企画総務課</p> <p>中区役所 企画総務課</p> <p>東区役所 企画総務課</p> <p>西区役所</p>

<p>機器の保守点検等について、一括委託できる可能性を探り、発注方法の見直しについて検討することが望まれる（意見3）。（79 ページ）</p> <p>(ウ) 区内の複数建物の庁舎管理業務における一括発注についての意見（西区・北区・南区・美原区）</p> <p>庁舎管理業務の委託が建物ごと（区役所と区役所別館、保健センター、市民センター等）に行われている区では、区内における複数建物に対する庁舎管理業務の委託について、一括発注（発注契約単位の集約を含む）できる可能性を探り、発注方法の見直しについて検討することが望まれる（意見4）。（79 ページ）</p>	<p>施設・設備の状況に違いがあり、設備によっては設置者等でなければ保守点検ができない場合があります。</p> <p>これらを踏まえ、一括発注の導入については、事務効率化などのメリットのほか、競争性の確保や区の施設・設備の状況などを勘案し、他区及び本庁の関係部署と検討してまいります。</p> <p>庁舎管理業務の委託契約について、効率性・経済性のほか、堺市調達方針に掲げられているとおり、地元事業者を優先することによる地域の持続的発展も視野に入れることが求められています。また、庁舎毎に施設・設備の状況に違いがあり、設備によっては設置者等でなければ保守点検ができない場合があります。</p> <p>これらを踏まえ、一括発注の導入については、事務効率化などのメリットのほか、競争性の確保や区の施設・設備の状況などを勘案し、他区及び本庁の関係部署と検討してまいります。</p> <p>庁舎管理業務の委託契約について、一括発注により発注業務の規模が大きくなり、入札参加可能な事業者が限定されることや、庁舎管理業務の性質上、業務の履行確認は施設管理者ごとで行う必要があります、調整事務の増加が想定されます。</p> <p>また、特殊な設備等の保守点検を目的とする専門性の高い契約で、当該設備を製作、設置した者でなければ受注できない場合もあります。</p> <p>これらを踏まえ、一括発注の導入については、事務効率化な</p>	<p>企画総務課 南区役所 企画総務課 北区役所 企画総務課 美原区役所 企画総務課 中区役所 企画総務課 東区役所 企画総務課 西区役所 企画総務課 南区役所 企画総務課 北区役所 企画総務課 美原区役所 企画総務課 西区役所 南区役所 北区役所 美原区役所</p>
--	---	--

<p>(エ) 設備・備品等の購買についての意見</p> <p>設備・備品等の購買について、同一区内の範囲での購入や、各区にまたがる場合でも同一目的で同一物品を計画的に購入する場合など、一括購入により必要になる調整のデメリットよりも、事務の効率化や価格面のメリットが上回る場合もあるものと考えられるため、発注時に一括発注の是非について検討することが望まれる（意見5）。（80ページ）</p> <p>(3) フロアマネージャー設置業務について</p> <p>イ フロアマネージャー設置業務の委託についての意見</p> <p>南区におけるフロアマネージャー設置業務の委託発注について、より良いサービスの提供につながる提案を受けられる機会を設けることは区民サービスの充実につながるものと考えられ、市民協働の観点を含めたプロポーザルの導入を検討することが望まれる（意見6）。（81ページ）</p>	<p>どのメリットのほか、競争性の確保や区の施設・設備の状況などを勘案し、検討します。</p> <p>設備・備品等の購買について、実施事業によっては、購入する備品の機種や購入時期を変更できない場合があります。これらを踏まえ、同一区内の範囲での購入や区を越えての一括購入については、機種選定の条件や発注時期を統一することのメリット、デメリットを精査し、検討してまいります。</p> <p>フロアマネージャー業務については、サービス面において市民満足度が高いものと評価していますが、発注方法については、プロポーザルの導入を含め検討します。</p>	<p>東区役所 自治推進課</p> <p>西区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 自治推進課</p> <p>北区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 企画総務課</p>
---	---	---

<p>南区以外のフロアマネージャー設置業務の委託発注について、複数区一括発注を行うことによる契約事務や支払事務の軽減を積極的に検討することが望まれる（意見7）。（82 ページ）</p>	<p>効率性・経済性のほか、市内の事業所を優先することによる地域の持続的発展も求められているなか、取りまとめを行う区での調整事務が増加することや各区での履行確認や業者との調整が残りますが、一括発注の可能性を検討します。</p> <p>なお、本業務に係る区役所の事務手続については、平成 30 年度契約分より入札手続を財政局契約部調達課が集約して実施しており、事務手続の軽減が図られているものです。</p>	<p>堺区役所 企画総務課</p> <p>中区役所 企画総務課</p> <p>東区役所 企画総務課</p> <p>西区役所 企画総務課</p> <p>北区役所 企画総務課</p> <p>美原区役所 企画総務課</p>
<p>(4) 堺市マスタープランと区域まちづくりビジョンの関連性について</p> <p>イ 区域まちづくりビジョンの評価についての意見</p> <p>アクションプランに対して客観的な判断に基づく評価を実施することで、達成度合いが明確化されるだけでなく、まちづくり方針に関連する事業の改廃の検討を促進することが可能となり、ひいてはまちづくり方針自体の見直しにもつながることとなる。PDCA サイクルを確立し、客観的な判断に基づきアクションプランを評価し、ビジョンの改訂見直しにつながる仕組みを整えることが望まれる（意見8）。（87 ページ）</p> <p>ウ 区域まちづくりビジョンの見直しについての意見</p>	<p>アクションプランは、区域まちづくりビジョン推進に向けての具体的な取り組みです。将来的に確定しているものではなく、社会情勢の変化等により変わっていくものであると認識しています。</p> <p>次期区域まちづくりビジョンを見据え、引き続きアクションプランの実施状況の確認を進める中で、客観的なアクションプランの評価について検討してまいります。</p>	<p>堺区役所 企画総務課</p> <p>中区役所 企画総務課</p> <p>東区役所 企画総務課</p> <p>西区役所 企画総務課</p> <p>南区役所 企画総務課</p> <p>北区役所 企画総務課</p> <p>美原区役所 企画総務課</p>

<p>アクションプランを1年ごとに評価し、3年ごとにビジョン全体を見直すなど、最も効果的な評価時期を検討し、その評価結果を効果的な事業実施につなげることが望まれる（意見9）。（88ページ）</p>	<p>区域まちづくりビジョンの見直し時期については、上位計画である堺市マスタープラン実施計画の計画期間との整合性を図るため、5年ごととしております。引き続き、この考えにより評価を行い、効果的な事業実施につなげてまいります。</p>	<p>堺区役所 企画総務課 中区役所 企画総務課 東区役所 企画総務課 西区役所 企画総務課 南区役所 企画総務課 北区役所 企画総務課 美原区役所 企画総務課</p>
<p>2 各区における業務委託管理</p>		
<p>(2) 業務委託に関する監査の実施結果</p>		
<p>ア 委託業務成績表に関する指摘事項（美原区）</p>		
<p>美原区役所ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務（委託金額：11,616千円）について、100万円を超える委託業務であるにも関わらず、委託業務成績表が作成されていないかった。</p>	<p>今回の御指摘を受け、平成29年10月6日に成績表の作成を行い、所属長までの供覧を行いました。</p>	<p>美原区役所 企画総務課</p>
<p>堺市委託業務監督検査要綱第10条に基づき、委託業者の履行体制、受注者の勤務態度、履行状況等について、監督員が委託業務成績表を用いた評定の実施及び検査員への提出を徹底すべき（指摘事項1）である。（91ページ）</p>	<p>また、所属長から委託事務を担当する職員に調達課庁内ホームページの「監督検査事務の手引き」を用いて不完全履行や粗雑履行を排除し、委託業務発注の本来の目的が確実に達成できるように、適正な履行確保に努めるよう指導を行いました。さらに、今後は委託事務の支払の際には、必ず監督検査事務の手引きに基づき、成績表及び検査確認書の作成が漏れることがないように確認を行うよう口頭にて指導を行いました。</p>	
<p>イ 区役所内の区民プラザの運営に関する委</p>		

<p>託契約についての意見（堺区・北区除く）</p> <p>区役所内の区民プラザの運営について、他者の参画を可能にし、かつ、より良いサービス提供につながる提案を受けられるようプロポーザル方式による業者選定を導入することを検討することが望まれる（意見10）。（92ページ）</p>	<p>区内のボランティア活動をはじめとする市民活動の支援を目的に区民プラザを開設していますが、受託者である堺市社会福祉協議会の執務室が同一庁舎内にあることや、地域活動・市民活動の双方に精通しているため、堺市社会福祉協議会と連携していく必要があると考えています。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、引き続き同法人と連携し、より良いサービス提供に努めてまいります。</p>	<p>中区役所 自治推進課</p> <p>東区役所 自治推進課</p> <p>西区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 自治推進課</p> <p>美原区役所 自治推進課</p>
<p>3 物品・現金管理</p> <p>(2) 物品・現金管理に関する監査の実施結果</p> <p>ア 金庫内保管物の管理についての意見</p> <p>金庫では重要物を管理していることから、数日の間、一時的に保管している保管物を除き、金庫内保管物一覧表を作成し、定期的（1か月ごと、3か月ごと等）に金庫内保管物一覧表と現物のチェックを行うとともに、事後的にチェックの有無を確認できるよう、チェックの証跡を残すことが望まれる（意見11）。（96ページ）</p>	<p>金庫内保管物一覧表を作成し、定期的に現物チェックを行います。チェックの証跡は、現物チェックの結果、一致しない場合に記録するなど、確実かつ効率的な方法での実施を検討し、適正な金庫の管理を行ってまいります。</p>	<p>堺区役所 企画総務課 自治推進課 市民課 堺保健福祉総合センター 地域福祉課 堺保健センター</p> <p>中区役所 企画総務課 自治推進課 市民課 中保健福祉総合センター 地域福祉課 中保健センター</p> <p>東区役所 企画総務課 自治推進課 市民課 東保健福祉総合センター 地域福祉課</p>

<p>イ 廃棄処分漏れのフロッピーディスクについての意見（堺区）</p> <p>堺区市民課の金庫内に廃棄処分漏れのフロッピーが保管されていた。フロッピーの内容は個人情報ではないとのことであるが、廃棄処分漏れが生じないよう金庫内保管物の管理を徹底することが望まれる（意見12）。（96ページ）</p>	<p>ご指摘を頂いた後、平成29年7月13日に、当該フロッピーについては適切に廃棄処理を実施いたしました。今後はこのような廃棄処分漏れが発生しないよう、今回作成しました金庫内保管物一覧表を活用して、金庫内保管物の管理を徹底</p>	<p>東保健センター</p> <p>西区役所 企画総務課 自治推進課 市民課 西保健福祉総合センター 地域福祉課 西保健センター</p> <p>南区役所 企画総務課 自治推進課 市民課 南保健福祉総合センター 地域福祉課 南保健センター</p> <p>北区役所 企画総務課 自治推進課 市民課 北保健福祉総合センター 地域福祉課 北保健センター</p> <p>美原区役所 美原保健福祉総合センター 地域福祉課</p> <p>堺区役所 市民課</p>
---	---	--

<p>ウ 切手の管理についての意見（東区、西区、南区、北区、美原区）</p>	<p>します。</p>	
<p>各課において常時保有する切手の枚数・金額の目安（適正保有量）や定期的な補充の方法などの合理的なルールを定めておくことが望まれる（意見13）。（98ページ）</p>	<p>切手の使用量について再確認し、補充する際は残数を点検してから、使用予定枚数を上回らないように補充します。</p>	<p>東区役所 市民課 西区役所 市民課 南区役所 市民課 北区役所 市民課 美原区役所 市民課 美原保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
<p>切手の使用量が多い課については、前渡資金管理用の通帳を作成して資金受渡しを行うことや、大量の郵便物を発送することが事前に判明している場合は、後納郵便を利用することをさらに進める等、過剰在庫とならないように多量の一括購入を行わないための方策を検討することが望まれる。（意見14）。（98ページ）</p>	<p>過剰在庫とならないように、切手の使用量について再確認し、補充する際は残数を点検してから、使用予定枚数を上回らないように補充します。 また、後納郵便の利用についても、より一層取組を進めてまいります。</p>	<p>東区役所 市民課 西区役所 市民課 南区役所 市民課 北区役所 市民課 美原区役所 市民課 美原保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
<p>エ 切手等受払簿の決裁に関する指摘事項（美原区）及び意見 切手等の受払は、必ず事前に適正な決裁を経て行うべき（指摘事項2）である。（98ページ）</p>	<p>ご指摘後は、堺市会計規則第96条に基づき、漏れのないよう</p>	<p>美原区役所 美原保健福祉総</p>

<p>オ 切手の現物確認についての意見</p> <p>会計室が提示している切手等受払簿の記載例では、月計処理時に物品取扱員等が押印することとしていないが、物品取扱員等により適切に現物照合が行われたことを明確にするため、月計処理時に物品取扱員等が押印により確認を行うことが望ましく、また切手等受払簿の記載例にも記載するなど明確に周知することが望まれる（意見15）。（99ページ）</p>	<p>に、事前に適正な決裁を経て、切手の受払を行っております。</p> <p>月計処理時に物品取扱員等が切手等の現物と切手等受払簿の記帳内容との照合確認を行った際に、物品取扱員等が押印を行うこととし、確認が物品取扱員等により適切に行われたことが明確になりました。</p> <p>この取扱いの変更について、平成30年3月7日開催の総務担当課長会議において報告し、切手等受払簿記載例に当該取扱内容を追加したものを添付して平成30年3月27日付けで全庁各課に通知しました。</p> <p>また、当該記載例と変更内容を反映した切手等受払簿記帳マニュアルを会計室庁内ホームページに掲載し、平成30年4月5日付けで全庁各課に通知しました。</p>	<p>合センター 地域福祉課</p> <p>会計室 出納課</p>
<p>カ 備品現物管理の記録についての意見</p> <p>備品の現況確認は3年に1回程度の割合で実施されているものの、備品の紛失等が生じた際に、上席者がその状況を適時に把握できないおそれがあることから、会計室の検査だけではなく、区役所内においても定期的に現況確認を行うこととし、実施の時期、範囲、記録方法についてルール化することが望まれる（意見16）。（99ページ）</p>	<p>人事異動や、執務室内のレイアウト変更時など、備品の異動を行う機会をとらえ、備品の現況確認を引き続き行ってまいります。</p>	<p>堺区役所 中区役所 東区役所 西区役所 南区役所 北区役所 美原区役所</p>
<p>キ 物品購入の際の記録についての意見</p> <p>30万円以下の区役所内での発注について、非常に少額なものを除き、見積業者の選定理由などの</p>	<p>見積業者の選定理由などの情報については、支払稟議等によ</p>	<p>堺区役所</p>

<p>発注時の情報について、例えば記録として残しておくなど、次回担当者に共有できる方法の検討実施が望まれる（意見 17）。（100 ページ）</p>	<p>る過去の支払実績の確認のほか、担当者間で引継ぎ・情報共有を行っています。規則等において記録を残すことは求められていないことから、事務の効率性の観点も踏まえ、引き続き現状の方法により情報共有を行い、適正な物品購入に努めてまいります。</p>	<p>中区役所 東区役所 西区役所 南区役所 北区役所 美原区役所</p>
<p>ク 消耗品購入の際の記録についての意見</p> <p>毎年取替等により使用する可能性があり、かつ1セットあたり1万円以上と消耗品の中では比較的高額となるものの購入について、過剰発注や在庫不足が生じないよう担当者が適正在庫数を把握したうえで、発注数の根拠となる書類を物品管理担当者に提示し、当該書類をもとに物品管理担当者が責任をもって発注を行う仕組みを整えることが望まれる（意見 18）。（100 ページ）</p>	<p>今後は、適切な在庫の把握に努め、過不足が生じないよう計画的な購入を行っていきます。</p>	<p>美原区役所 企画総務課</p>
<p>ケ 定額小為替の受払管理についての意見（中区・南区・北区）</p> <p>定額小為替の受払管理について、中区・北区においては受払簿の保管に適さない封筒への受払記載ではなく別途受払簿を作成し、現金出納員による確認印を得るような様式を整えることが望まれる。また、南区においては受払簿を現金出納員が確認した際に、確認印を押印し確認したことを明確にすることが望まれる（意見 19）。（101 ページ）</p>	<p>ご意見を踏まえ、定額小為替関係使用簿を作成し、使用日毎に、使用数及び残数を記入の上、取扱者印を押印、現金出納員が確認の上、押印しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、受払簿に現金出納員の押印欄を設けて確認の記録を残しています。</p>	<p>中区役所 市民課 北区役所 市民課 南区役所 市民課</p>
<p>4 まちづくり事業</p> <p>(2) 区域まちづくり事業に関する監査の実施結果</p> <p>ア 堺区ふれあい事業実行委員会における資金管理についての意見（堺区）</p> <p>堺区で実施された平成 28 年度区域まちづくり事業である「安全安心まちづくり事業（自主防災組織活動支援・まちなか防災訓練）」において、</p>	<p>ご意見を踏まえ、事業の収支管理について、適切な事務がなされるよう事務処理の確認を</p>	<p>堺区役所 自治推進課</p>

<p>事業終了後に堺区ふれあい事業実行委員会から提出された「出納簿」に記載された預金の残額が一時的にマイナス表示となっていた。</p> <p>現在の運用上、事業ごとの収支管理は既に行っていることから、事業ごとの補助簿への適時適切な記載や確認といった管理を徹底するよう区が実行委員会に対して適時に指導することが望まれる（意見 20）。（109 ページ）</p> <p>(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果</p> <p>ア 自治会活動推進事業に係る補助金の仕組み及び管理についての意見</p> <p>各区自治連合協議会や、校区自治連合会は区内の組織活動であり、いったん堺市自治連合協議会に補助金を交付しそれぞれの団体に振込を依頼するよりも、区から直接各区自治連合協議会や各校区自治連合会に補助金を振り込むことが、実質的な補助活動団体と補助金振込先が一致し補助金の管理の仕組みが明確になるため、補助金の制度設計の見直しについて検討されたい。</p> <p>申請や実績報告のチェック体制の明確化の観点からも、前述の、実質的な補助活動団体と補助金振込先が一致するような補助金の制度設計について検討されたい（意見 21）。（111、113 ページ）</p> <p>区民評議会を活用し、自治会の加入率の低下要因と加入促進方法に関して区民の意見を十分に吸い上げた上で、要因分析と対策を検討することが有用と考えられるため、検討されたい（意見 22）。（114 ページ）</p>	<p>行うよう実行委員会へ指導いたしました。また、平成 30 年度当初に担当者の研修を行い、再発防止を図っております。</p> <p>実質的な補助活動団体と補助金振込先が一致する仕組みとなるよう補助金の制度設計について検討してまいります。</p> <p>ご意見のとおり、区民評議会において自治会加入率の低下の要因分析と対策を講じることは、有用であると考えております。一方で、加入率の低下は全市的な課題であり、他の区域課題もあることから、区民評議会での審議事項とするかどうかも含め検討します。</p>	<p>市民人権局 市民生活部 市民協働課</p> <p>堺区役所 自治推進課</p> <p>中区役所 自治推進課</p> <p>東区役所 自治推進課</p> <p>西区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 自治推進課</p> <p>北区役所 自治推進課</p> <p>美原区役所 自治推進課</p> <p>堺区役所 企画総務課 自治推進課</p> <p>中区役所 企画総務課 自治推進課</p> <p>東区役所</p>
--	---	---

<p>イ 地域まちづくり支援事業補助金（応募型以外）の採択判断の記録についての意見</p> <p>地域まちづくり支援事業補助金の対象となる事業採択において、審議等の適切な実施の担保、及び区民への説明責任の履行のために、堺区、西区、北区以外では、審査会の議事録もしくは校区まちづくり協議会との相談録など、地域まちづくり支援事業補助金の事業採択を判断した記録を残すべきである。また、堺区では審査会の議事録に審査の日時・場所・審査参加者等の情報を記載し、だれがいつどこで審査を行ったかといった情報を残すことが望まれる（意見23）。（115ページ）</p> <p>地域まちづくり支援事業補助金の対象となる事業採択において、審議等の方法を明確化するとともに、補助金の事業採択に関する行政手続の透明性をより高めるためには、審査会を開催し、審査方法や審査内容、審査結果の公表を検討することが望まれる（意見24）。（115ページ）</p>	<p>地域まちづくり支援事業補助金の事業採択にかかる審査会議事録について、審査の日時、場所、審査参加者等の情報を記載してまいります。</p> <p>各協議会から事前相談があった場合は相談録を作成するなど、事業採択を判断するに至った記録を保管するようにしてまいります。</p> <p>補助金の事業採択に関する行政手続の透明性をより高めるために審査会を開催し、審査結果等を公表してまいります。</p>	<p>企画総務課 自治推進課</p> <p>西区役所 企画総務課 自治推進課</p> <p>南区役所 企画総務課 自治推進課</p> <p>北区役所 企画総務課 自治推進課</p> <p>美原区役所 企画総務課 自治推進課</p> <p>堺区役所 自治推進課</p> <p>中区役所 自治推進課</p> <p>東区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 自治推進課</p> <p>美原区役所 自治推進課</p> <p>中区役所 自治推進課</p> <p>東区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 自治推進課</p>
---	--	--

<p>ウ 地域まちづくり支援事業補助金・応募型地域まちづくり支援事業補助金の実績報告についての意見</p> <p>地域まちづくり支援事業補助金を利用して校区まちづくり協議会が実施する事業について、区は各協議会に対して、複数業者から見積書を入手することを通じてより経済性に配慮した物品等の購入ができるよう、指導することが望まれる（意見 25）。（116 ページ）</p>	<p>各協議会へは、経済性に配慮した物品等を購入するよう周知を行ってきたところであり、今後も市の基準を参考に複数業者から見積書を徴収するなど、より事業が効果的に行えるよう周知してまいります。</p>	<p>美原区役所 自治推進課</p> <p>堺区役所 自治推進課</p> <p>中区役所 自治推進課</p> <p>東区役所 自治推進課</p> <p>西区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 自治推進課</p> <p>北区役所 自治推進課</p> <p>美原区役所 自治推進課</p>
<p>エ 地域まちづくり支援事業補助金の実績報告についての意見</p> <p>地域まちづくり支援事業について、事業の終了日が明確でなければ、会計年度を超えて事業が行われるおそれもある。そのため、事業計画を策定する時点で、どの時点が補助事業の終了日となるのかを明確にすることが望まれる。（意見 26）。（116 ページ）</p>	<p>事業の終了日について、申請書等において確認していましたが、今後は、事業計画書や相談録に明記するなどして、より明確になるよう、努めてまいります。</p>	<p>堺区役所 自治推進課</p> <p>中区役所 自治推進課</p> <p>東区役所 自治推進課</p> <p>西区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 自治推進課</p> <p>北区役所 自治推進課</p>

<p>オ 応募型地域まちづくり支援事業補助金の在り方についての意見</p>		<p>美原区役所 自治推進課</p>
<p>応募型地域まちづくり支援事業補助金の対象事業を区民評議会で審査することによる効果や課題を全市的に総括し、今後ほかの補助金の採択検討に区民評議会の審査を組み込む際の制度設計に活用することが望まれる(意見 27)。(118 ページ)</p>	<p>区民評議会条例第2条第1項第3号により、区民評議会では「区域内における地域振興に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項」を所掌事務としており、その対象となる補助金について精査するとともに、これまでの効果や課題を各区で共有してまいります。</p>	<p>東区役所 自治推進課 西区役所 自治推進課 南区役所 自治推進課 北区役所 自治推進課 美原区役所 自治推進課</p>
<p>応募主体である校区まちづくり協議会が必ずしも応募しやすい補助金事業となっておらず、地域によっては応募型の存在意義が問われている状況であり、応募型地域まちづくり支援事業のタイムスケジュールの前倒しなど、当補助金がより効果的かつ積極的に利用されるよう、補助金の運用方法を検討することが望まれる(意見 28)。(118 ページ)</p>	<p>応募しやすい補助金事業となるよう、応募主体である校区まちづくり協議会へのヒアリング等を実施し、課題の把握を行い、より応募しやすい補助金事業を検討します。 なお、西区では例年4月から募集を行い、6月に審査を実施するなど、本制度を活用する上で最も早期に事業が実施できるスケジュールを採用しています。また、美原区では、平成30年度から当事業における応募期間について、1か月前倒しする予定です。</p>	<p>東区役所 自治推進課 西区役所 自治推進課 南区役所 自治推進課 北区役所 自治推進課 美原区役所 自治推進課</p>
<p>カ 堺市防犯灯設置事業補助金申請時の収支予算書の作成についての意見、及び防犯灯設置計画の確認についての意見</p> <p>堺市防犯灯設置事業補助金について、過去の購入単価に基づいた実勢単価によって収支予算書が作成されていないため、区は防犯協議会に対して、過去の購入単価に基づいた実勢単価により収支予算書の作成を指導することが望まれる(意見</p>	<p>前年実績をベースに収支予算書及び防犯灯設置計画書を作成するよう防犯協議会等に働きかけてまいります。</p>	<p>堺区役所 自治推進課 中区役所 自治推進課</p>

<p>29)。(119 ページ)</p> <p>堺市防犯灯設置事業補助金に関する防犯灯の設置が計画どおり行われているかについて、区は防犯協議会が作成している防犯灯設置計画に基づき確認をすることが望まれる(意見 30)。(119 ページ)</p> <p>キ 堺市防犯灯設置事業補助金の実績報告についての意見</p> <p>堺市防犯灯設置事業補助金について、現場写真や領収書等の資料提出を求めべく、補助金要綱の見直しについて検討することが望まれる(意見 31)。(119 ページ)</p> <p>ク 堺区事業所防犯カメラ設置事業補助金に</p>	<p>事業終了後に、防犯灯設置計画に基づき、執行状況の確認を行ってまいります。</p> <p>事業が適正に実施されたことにより明確な確認方法について検討してまいります。</p>	<p>東区役所 自治推進課</p> <p>西区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 自治推進課</p> <p>北区役所 自治推進課</p> <p>美原区役所 自治推進課</p> <p>堺区役所 自治推進課</p> <p>中区役所 自治推進課</p> <p>東区役所 自治推進課</p> <p>西区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 自治推進課</p> <p>北区役所 自治推進課</p> <p>美原区役所 自治推進課</p> <p>市民人権局 市民生活部 市民協働課</p>
--	--	--

<p>ついでの意見</p> <p>堺区事業所防犯カメラ設置事業補助金について、防犯協議会等での設置確認手続の結果を入手し、区においても書面等で残すことが望まれる（意見 32）。（120 ページ）</p>	<p>堺区事業所防犯カメラ設置事業補助金については、防犯協議会から実績報告書に添えて、設置日や設置事業所等が記載された設置状況報告書の提出を受けていました。</p> <p>防犯カメラの設置確認は防犯協議会にて行っており、これに基づき報告書が作成されていることから、設置確認を行ったことが判る資料の提出を求めます。</p>	<p>堺区役所 自治推進課</p>
<p>ケ 補助金上限額の検討についての意見</p> <p>堺市防犯灯設置事業補助金や堺市防犯カメラ設置事業補助金について、予算要求時に、それぞれの物品の市場価格の変動状況を確認し、適時に補助上限額の見直しを行うことが望まれる（意見 33）。（120 ページ）</p>	<p>価格動向や補助実績を参考に、他市動向等も見極めながら、適宜、見直しを検討してまいります。</p>	<p>市民人権局 市民生活部 市民協働課</p>
<p>堺市防犯灯設置事業補助金や堺市防犯カメラ設置事業補助金を補助対象団体が発注する際、複数団体による一括購入の働きかけを進めるなど、さらなる購入額抑制のための情報提供を区から積極的に行うことが望まれる（意見 34）。（120 ページ）</p>	<p>設置予定箇所の状況や地域団体の財政状況などにより選定する機種や設置時期が様ではないため、一律の購入は困難と思われませんが、他地域の動向など、情報提供を行い、複数団体での一括購入の働きかけについても検討してまいります。</p>	<p>堺区役所 自治推進課</p> <p>中区役所 自治推進課</p> <p>東区役所 自治推進課</p> <p>西区役所 自治推進課</p> <p>南区役所 自治推進課</p> <p>北区役所 自治推進課</p> <p>美原区役所 自治推進課</p>
<p>(4) 区民評議会並びに区教育・健全育成会議に関する監査の実施結果</p> <p>ア 区民評議会の認知度向上についての意見</p>		

<p>公の場で区民評議会を開催することで、区民評議会の開催状況を区民が広く知る場を提供できると考えられ、実際に区役所以外で開催（平成27年度に西区では羽衣国際大学図書館において、平成28年度に堺区では堺伝統産業会館において開催）している区もあり、こういった実施ノウハウを活かし、認知度向上の方法として、公の場での開催について検討を進めることが望まれる（意見35）。（121 ページ）</p>	<p>各区の状況に応じて、公の場での区民評議会開催も含め、引き続き、さまざまな方法により区民評議会の認知度の向上について検討してまいります。</p>	<p>堺区役所 企画総務課 中区役所 企画総務課 東区役所 企画総務課 西区役所 企画総務課 南区役所 企画総務課 北区役所 企画総務課 美原区役所 企画総務課</p>
<p>イ 区教育・健全育成会議の運営の在り方についての意見</p> <p>議題が似ている区どうしで意見交換や情報交換などを行うことにより、他区の状況と自区の状況を比較して客観的に考えること、他区のアイデアを直接聞き参考にできることなどが可能になると考えられるため、区教育・健全育成会議の開催等については、区を超えた柔軟な対応を推進することが望まれる（意見36）。（122 ページ）</p>	<p>情報共有の場として、担当者会議、課長会議、区長会議を年数回開催しております。また、委員が他区の審議・取組状況を直接聞く機会として、各区教育・健全育成会議委員代表と市長との意見交換会を実施しております。今後も他区との意見交換や情報交換を行ってまいります。</p>	<p>教育政策課 堺区役所 企画総務課 中区役所 企画総務課 東区役所 企画総務課 西区役所 企画総務課 南区役所 企画総務課 北区役所 企画総務課 美原区役所 企画総務課</p>

<p>5 窓口サービス業務</p> <p>(2) 窓口サービス業務に関する監査の実施結果</p> <p>ア 市民課窓口で不要となった書類の取扱についての意見（堺区）</p> <p>堺区市民課において、格納場所を混同しないよう、特に未交付となった各種証明書を格納する箱や、シュレッダーすべき個人情報が含まれる書類を格納する箱は、他の書類を格納する箱やごみ箱と完全に隔離し、特定の場所にて保管することが望まれる（意見 37）。（126 ページ）</p> <p>イ 窓口での現金の取扱に関する指摘事項（東区）</p> <p>東区においては業務時間中レジスターを開けたままの状態で使用しており、来庁者から現金がそのまま見える状況であった。</p> <p>盗難等の可能性だけでなく、公金の取扱について区民が不信を抱くおそれがあるため、使わない時はレジスターを閉め、来庁者から現金が見えないよう対応すべき（指摘事項 3）である。（126 ページ）</p> <p>ウ パスポートセンターのフロアスペースについての意見（堺区）</p> <p>パスポート申請窓口は市民課横のスペースにあるが、多数の市民の申請が重なった場合、パスポートセンターフロアのみならず、外のフロアで申請予定者が順番を待っている状況にあるとのことであり、パスポートセンターのスペース増強等の対応を検討することが望まれる（意見 38）。（127 ページ）</p> <p>(4) 窓口サービスの業務委託に関する監査の実施結果</p> <p>ア 窓口業務委託の今後の計画についての意見</p> <p>窓口業務の外部委託については、西区において平成 27 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの 3 年間を対象として試行実施し、その結果を踏まえて平成 30 年 2 月 1 日から平成 33 年 1 月 31 日の 3 年間を対象として再度の試行実施を決定している。</p> <p>区民サービスの向上が認められるなど外部委託が効果的だという整理が得られているのであ</p>	<p>今回の指摘を受け、蓋付きの書類格納箱を購入し、他の書類と隔離しました。</p> <p>ご指摘を受け、手数料受領やレシート発行等の手順を定めたレジスター取扱いマニュアルを作成のうえ、職員全員に研修を実施し、レジスターの使用をはじめ公金の適正な取扱いについて指示しました。</p> <p>平成 30 年 1 月より申請時間の短縮を図るため、受付カウンターの配置を変更し、対応窓口の拡充を行いました。更に高齢・身障者用の記載台を拡充し、乳幼児が使いやすい待合椅子を増設しました。</p> <p>当初の検証結果を踏まえて、新たな検証項目（人材育成、関係省庁の動き、マイナンバー制度への対応、さらなる市民サービスの向上等）の効果検証を再試行期間中に行うとともに、本格導入実施の可否等について、本庁所管課と各区役所とで検</p>	<p>堺区役所 市民課</p> <p>東区役所 市民課</p> <p>堺区役所 市民課</p> <p>西区役所 市民課</p> <p>市民人権局 市民生活部 戸籍住民課</p>
--	---	--

<p>れば、実行可能な範囲を見極めつつ本格導入を見据えた検討を行うことが望まれる(意見 39)。(129 ページ)</p> <p>窓口業務の外部委託について、当初の試行導入時に3年間という期間を設定している段階では、3年経過時点で課題の整理を踏まえて本格導入の是非について意思決定を行うことが予定されていたと考えられる。今後も何らかの理由で試行期間が延長となり、市として最適な方法の決定が先延ばしになることのないよう、ロードマップを示す等将来に向けた具体的な計画を市民に明確に示すことが望まれる(意見 40)。(129 ページ)</p> <p>イ 窓口サービス業務の委託に関する効果検証方法についての意見</p> <p>窓口サービス業務委託の試行を西区以外に拡大して検証する場合には、委託前のサービス状況について必要な数値情報を記録しておき、委託後の数値情報との比較により定量的な評価を実施することが望まれる(意見 41)。(130 ページ)</p> <p>6 保健福祉業務</p> <p>(2) 保健福祉業務に関する監査の実施結果</p> <p>ア 旧堺保健センターの管理についての意見(堺区)</p> <p>旧堺保健センターの建物について、施設移転後は関係課が連携し、耐震対策や建替えなど、今後の方針について、他の区分所有者と継続して協議中とのことである。当該協議を早期に実施し、売却もしくは再利用するといった今後の方向性について速やかに検討することが望まれる(意見 42)。(133 ページ)</p> <p>イ 西保健センター移転後の跡地利用についての意見(西区)</p> <p>平成 32 年に西保健センターは鳳保健文化センターから西区役所内に移転する計画がある。この際、鳳保健文化センターの1・2階フロアについて、現時点では跡地利用方針が定まっていない。市の所有財産を有効に利用するために、今後の活用方法について検討を行うことが望まれる(意見 43)。(134 ページ)</p>	<p>討してまいります。</p> <p>当初の検証結果を踏まえて、新たな検証項目(人材育成、関係省庁の動き、マイナンバー制度への対応、さらなる市民サービスの向上等)の効果検証を再試行期間中に行うとともに、本格導入実施の可否等について、本庁所管課と各区役所とで検討してまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、市民課業務の民間委託について、市民サービスの向上に向け、適正に評価・判断していきます。</p> <p>関係課と連携し、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>公共施設の跡地などの市が所有する財産は、まちづくりの観点から有効に活用することが重要であると考えています。このような考えのもと、これまでと同様、西保健センター移転後の跡地について、本庁の財産活用課のほか、関係部署との</p>	<p>西区役所 市民課</p> <p>市民人権局 市民生活部 戸籍住民課</p> <p>市民人権局 市民生活部 戸籍住民課</p> <p>堺区役所 堺保健福祉総合センター 堺保健センター</p> <p>西区役所</p>
--	--	---

<p>ウ 保健センターの設置場所についての意見 (美原区)</p> <p>区役所と保健センターは近くに設置される方が、より区民の移動の手間を省くことができ、有用と考えられる。美原区において保健センターの建替えや移転を検討する際には、区役所内もしくは隣接する場所への移転を検討することが望まれる(意見44)。(134ページ)</p> <p>エ 相談員の配置についての意見</p> <p>聴覚・視覚障害者コミュニケーション支援事業において、各区に非常勤の相談員を設置しているが、処理件数に見合った適切な人員配置を行えるよう検討することや常時雇用以外で短時間のみ対応できる相談員の活用等を検討することが望まれる(意見45)。(135ページ)</p>	<p>協議を進めてまいります。</p> <p>保健センターの建替えや移転が必要となる場合は、区役所内や隣接する場所への移転も含め、複数の選択肢から検討を行います。</p> <p>本市においては、各区役所に配置された聴覚障害者相談員の他、堺市立健康福祉プラザ「視覚・聴覚障害者センター」による各種支援や登録手話通訳者の派遣制度などを活用しながら、聴覚障害者のコミュニケーション支援を行っているところです。</p> <p>相談支援業務は、個別に事情が異なり、内容も複雑多岐にわたりますが、時間外勤務が多く発生している区においては、改めて、その業務内容を精査し、区役所間、関連機関等との連携を有効に活用しながら、効率的に業務を遂行できるように取り組みます。</p> <p>また、軽易な相談事や筆談等で対応できる方については、相談員以外の職員が対応することで、より支援が必要な方に、相談員が、集中して対応できる体制にしていきます。</p>	<p>美原区役所</p> <p>堺区役所 堺保健福祉総合センター 地域福祉課</p> <p>中区役所 中保健福祉総合センター 地域福祉課</p> <p>東区役所 東保健福祉総合センター 地域福祉課</p> <p>西区役所 西保健福祉総合センター 地域福祉課</p> <p>南区役所 南保健福祉総合センター 地域福祉課</p> <p>北区役所 北保健福祉総合センター 地域福祉課</p> <p>美原区役所 美原保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
---	---	--

<p>7 収入業務</p> <p>(2) 収入業務に関する監査の実施結果</p> <p>ア 区庁舎における自動販売機設置に係る目的外使用についての意見（堺区除く）</p> <p>特定非営利活動法人堺障害者団体連合会等の団体が自動販売機設置を行うことに対して許可を行う必要があるかについて、再度市全体として検討することが望まれる（意見 46）。（137 ページ）</p>	<p>今回のご意見を受け、障害施策推進課が障害者の就労の実態と申請団体の収支状況等を確認するため、「障害者の就労計画書」と「収支決算書」、年度終了後に「就労実績報告書」の提出を受け、精査を行った後に、副申を発出することとします。</p> <p>施設管理者としては、これらの手続きを経て障害施策推進課から発出された副申をもって、当該団体による自動販売機の設置が、身体障害者福祉法の趣旨及び本市の障害者施策に則するものであると判断し、適切な手続きのもと、目的外使用許可を行います。</p> <p>美原区においては、堺市母子寡婦福祉会に対して目的外使用許可を行っておりますが、自動販売機の設置については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 25 条だけでなく、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第 6 条のとおり、母子・父子福祉団体等を優先するよう求められているところです。</p> <p>本件につきましては、法律に記載のとおりではございますが、子ども家庭課から副申を発出することとします。</p> <p>施設管理者としては、子ども家庭課から発出された副申をもって当該団体による自動販売機の設置が法の趣旨及び本市のひとり親施策に則するものであると判断し、適切な手続きのもと、目的外使用許可を行います。</p>	<p>健康福祉局 障害施策推進課</p> <p>中区役所 企画総務課</p> <p>東区役所 企画総務課</p> <p>西区役所 企画総務課</p> <p>南区役所 企画総務課</p> <p>北区役所 企画総務課</p> <p>美原区役所 企画総務課</p>
--	---	---

<p>特定非営利活動法人堺障害者団体連合会等の団体が自動販売機設置を行うことに対して許可を行うことについて、当該団体の公益活動に対する市としての財政支援が必要であるなら、補助金としての手続を経て、適正な必要額を交付すべきである（意見 47）。（137 ページ）</p>	<p>当該目的外使用許可については、身体障害者福祉法の趣旨及び本市の障害者施策を踏まえて行っているものと考えております。</p> <p>今回の御意見を受け、市の関係部局で検討した結果、今後は、障害施策推進課が就労実態の確認等を行ったうえで、施設管理者が目的外使用許可を行ってまいります。</p> <p>美原区においては、堺市母子寡婦福祉会に対して目的外使用許可を行っておりますが、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の趣旨及び本市のひとり親施策を踏まえて行っているものと考えております。</p> <p>今後も適切な手続きのもと、目的外使用許可を行ってまいります。</p>	<p>健康福祉局 障害施策推進課</p> <p>中区役所 企画総務課</p> <p>東区役所 企画総務課</p> <p>西区役所 企画総務課</p> <p>南区役所 企画総務課</p> <p>北区役所 企画総務課</p> <p>美原区役所 企画総務課</p>
<p>イ 区役所有料駐車場の無料券の管理についての意見、及び無料処理機の設置検討についての意見（中区、南区、北区）</p> <p>中区、南区、北区では駐車無料サービス券を区役所利用者に配布しているが、定期的に払出数量確認又は残高数量確認を担当者が実施するのみならず、上席者がチェックを実施し、紛失や盗難が生じた際に速やかに組織で対処できるようルールを整備することが望まれる（意見 48）。（137 ページ）</p>	<p>駐車場無料サービス券の使用枚数等の確認のためのルール整備を検討します。</p>	<p>中区役所 企画総務課</p> <p>南区役所 企画総務課</p> <p>北区役所 企画総務課</p>
<p>駐車無料処理機の導入により、駐車無料サービス券の管理が不要となり事務の効率化が図れるため、中区、南区、北区でも駐車無料処理機の</p>	<p>ご意見を受け、今後の駐車場事業に関する市有財産の賃貸借契約にあたっては、無料処理</p>	<p>中区役所 企画総務課</p>

<p>設置導入に関して貸付業者と調整することが望まれる（意見49）。（138ページ）</p>	<p>機の導入も含め、事務の効率化に向け、関係部署と調整を図ってまいります。</p>	<p>南区役所 企画総務課 北区役所 企画総務課</p>
--	--	---